

## 宇都宮市男女共同参画推進センター利用団体登録要領

### (目的)

第1条 宇都宮市男女共同参画推進センター（以下「推進センター」という。）の利用の促進，利用団体の活動支援及び団体の交流促進を図ることにより，男女共同参画推進団体の育成と団体間の連携を強化し，本市の男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として，宇都宮市男女共同参画推進センター利用団体登録制度を実施する。

### (登録の条件)

第2条 推進センター利用団体として登録できる団体・グループは，次に掲げるすべての条件を満たす団体・グループとする。ただし，市長が特に認めた団体・グループについてはこの限りでない。

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指す活動をしていること，もしくはこの活動に賛同し，定められた研修を受講していること。
- (2) 活動の目的が明記された会則を持つ団体・グループであること。
- (3) 5人以上の団体・グループであること。
- (4) 会員の半数が宇都宮市内に住所を有し，または在勤，在学していること。

### (登録方法)

第3条 前2条の目的・条件に合致した団体・グループを登録することとする。

- 2 登録しようとする団体・グループは，推進センター利用団体登録（更新）申請書（別記様式第1号）に記入のうえ，規約，役員名簿を添えて市長へ提出する。

### (登録する事項)

第4条 登録する事項については，次のとおりとする。

- (1) 団体・グループ名，設立年
- (2) 代表者氏名，連絡先住所，電話番号
- (3) 事務担当者氏名，連絡先住所・電話番号
- (4) 会員数，男女の内訳，年代構成，居住地
- (5) 活動状況（主な活動場所，活動日，時間帯，会費）
- (6) 活動内容，活動分野，グループ分類
- (7) その他（機関紙の発行の有無，会員募集方法など）

### (登録できない団体等)

第5条 推進センター利用団体として，次の各号のいずれかに該当するときには登録できない。

- (1) 政治・宗教・営利を主な目的とする団体・グループ
- (2) 公序良俗に反する団体・グループ
- (3) その他，この要領による登録団体として相応しくない団体・グループ

(登録の承認)

第6条 市長は、第3条第2項の申請書の提出を受けたときは、申請団体が第2条の条件を満たさない場合、または第5条各号の団体・グループである場合を除き、推進センター利用団体登録証(別記様式第2号)を交付しなければならない。

(登録の不承認)

第7条 市長は、申請団体が第2条に規定する条件を満たさない場合、または第5条各号の団体・グループである場合は、登録を行わず、当該団体に対して推進センター利用団体登録不承認通知書(別記様式第3号)により通知する。

(登録による支援)

第8条 推進センター利用団体として登録することにより、次の支援を受けることができる。

- (1) 宇都宮市男女共同参画推進センター条例第5条に基づく使用許可にあたり、市長が必要と認めるとき使用料の75%相当額を減額する。
- (2) 推進センター設置の印刷機利用を無料とする。
- (3) 宇都宮市ホームページにおいて登録団体の紹介をする。

(登録の有効期間等)

第9条 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中における登録の有効期限は、その属する年度の3月31日とする。

- 2 前号の有効期間終了後も引続き登録を受けようとする団体・グループは3月31日までに登録(更新)申請書を市長に提出し、登録の更新を受けなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 第2条各号に掲げる登録の条件を欠くこととなったとき。
- (2) 第5条各号に掲げる団体・グループとなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) その他市長が登録を不相当と認めたとき。

- 2 団体の登録を取り消したときは、当該団体に対し、推進センター利用団体登録取消通知書(別記様式第4号)により通知する。

附則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。